

鳥取県告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
農業試験場で販売する生産品の販売代金に係る現金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県農林水産部農林総合研究所企画総務部
副主幹 谷本 宏
- 3 委任期間
平成23年12月26日から平成24年3月31日まで